

試験番号登録規程

制 定 平成13年 1月1日
最終改正 令和 6年 4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、「防災性能確認業務規程（平成13年1月1日制定。以下「確認業務規定」という。）」第8条第2項の規定に基づき、防災物品等の試験番号の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(試験番号の登録)

第2条 試験番号の登録は、次の各号によるものとする。

(1) 登録の手続

公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が試験番号を付与した防災物品等を製造、防災処理又は輸入販売しようとする者は、当該試験番号について別記様式第1の試験番号登録依頼書を確認業務規程別表第2の協会本部又は大阪事務所に提出することにより登録するものとする。登録の期限は、確認業務規程第7条第7項に規定する防災性能確認審査結果通知書又は「防災薬剤防災性能試験規程（平成13年1月1日制定。以下「防災薬剤試験規程」という。）」第3条第2項に規定する防災性能審査結果通知書（防災薬剤）の通知日から3年以内とする。

(2) 試験番号の登録の通知等

協会は、前項により試験番号の登録依頼があった場合、依頼を受けた試験番号を登録するとともに、その旨を別記様式第2の防災性能試験番号登録済通知書により依頼者に通知するものとする。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(試験番号の再登録)

第3条 試験番号を登録した防災物品等で、前条の登録の有効期間後も引続き当該防災物品等を製造、防災処理又は輸入販売しようとする者は、登録の有効期間内に次の各号により試験番号の再登録を行うものとする。再登録の有効期間後も同様とする。

(1) 再登録の手続

再登録をしようとする者は、別記様式第1の試験番号登録依頼書により協会に再登録を依頼するものとする。

(2) 再登録の要件の確認

協会は、再登録の依頼を受けたときは、依頼を受けた試験番号を付された防災物品等が「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程（平成13年1月1日制定）」に定める防災ラベル使用報告書及び防災性能試験実施報告書の定期的提出等を含め、過去3年間に協会から防災性能の品質管理状況について改善指導の対象となっていないことを確認するものとし、改善指導の対象となったものであるときは、その改善結果が適正であることを確認するものとする。

(3) 再登録の有効期間の起算日

協会は、登録の有効期限前の3ヵ月以内に再登録の依頼を受けた場合には、当該登録の有効期限の翌日を再登録の有効期間の起算日とする。また、登録の有効期限前の3ヵ月より以前に再登録の依頼を受けた場合には、受付けた日を再登録の有効期間の起算日とする。

(4) 試験番号の再登録等

協会は、第1号の試験番号の再登録依頼があった場合、第2号の要件に適合することが確認されたものについて依頼された試験番号を再登録するとともに、その旨を別記様式第2による防災性能試験番号登録済通知書により依頼者に通知する。

(5) 再登録の有効期間

再登録の有効期間は、再登録の日から3年間とする。

(試験番号の登録の取扱い)

第4条 次の各号に該当する場合は、当該試験番号の登録又は再登録を認めないものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する登録の期限までに、同条に規定する登録の手続きがなされないとき。
- (2) 登録又は再登録の有効期間内に、前条に規定する再登録の手続きがなされないとき。
- (3) 前条第2号に規定する改善が適正であることが確認できないとき。

(仕様変更の取扱い)

第5条 試験番号が登録されている防災物品等について仕様を変更しようとする者は、当該防災物品等について確認業務規程及び防災薬剤試験規程により、協会に新たに確認審査又は認定を申請し、試験番号の付与を受けたいうで第2条に規定する登録の手続きを行うものとする。

(試験番号の抹消)

第6条 協会は、試験番号を付与された防災物品等について品質管理その他の状況により当該防災物品等について防災性能の確保が困難であると判断される場合には、当該試験番号を抹消することができる。

(手数料)

第7条 試験番号の登録に係る手数料は、別に定める「防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成13年1月9日から施行する。

(廃 止)

2 「試験番号の登録規程(制定 昭和56年2月27日)」(以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、旧規程により試験番号の登録がされているものは、この規程により登録したものとみなす。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

試験番号登録依頼書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

依頼者
住所 〒

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

登録者番号
担当者
TEL
FAX

試験番号登録規程に基づき、次のとおり試験番号の登録を依頼します。

防災物品等の種類：

登録の区分	商品名又は銘柄	試験番号	登録日	備考

手数料費目	点数	金額	備考
登録手数料			

手数料納入方法	現金・銀行振込	納入金額(消費税込)	円
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 防災物品等の種類ごとに別葉とすること。
3 試験番号欄は、登録時の試験番号を記入すること。
4 登録の区分は、「初回」又は「再登録」と記入すること。
5 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。
6 ※印欄は、記入しないこと。

防災性能試験番号登録済通知書

日防試第 _____ 号
年 月 日

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で受けました下記の防災物品等の
試験番号を _____ しましたのでご通知します。

記

防災物品等の種類：

商品名又は銘柄	登録の区分	試験番号	登録有効期限

- 注 1 防災物品等の種類(A, B, C...)ごとに別様とする。
- 注 2 試験番号は登録時の試験番号を示す。
- 注 3 用紙が不足の時は別紙を付す。